

船舶事故調査報告書

平成23年9月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲也
 委員 石川 敏行

事故種類	被引浮体搭乗者死亡
発生日時	平成22年8月15日（日） 09時50分ごろ
発生場所	千葉県旭市飯岡海岸南方沖 旭市所在の飯岡灯台から真方位283° 1.7海里付近 （概位 北緯35° 42.0′ 東経140° 42.4′）
事故調査の経過	平成22年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ はまなす3号、0.2トン 232-39828千葉、個人所有 2.89m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、154kW、平成20年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年8月14日 免許証交付日 平成22年7月1日 （平成27年8月13日まで有効） 搭乗者A 男性 33歳
死傷者等	死亡 1人（チューブ型浮体搭乗者）
損傷	水上オートバイ及び被引浮体が全損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人等4人をチューブ型浮体（以下「本件浮体」という。）に縦一列に搭乗させ、長さ約15mのえい航ロープで本件浮体をえい航し、監視用水上オートバイ（以下「監視船」という。）1隻を後方に追走させて飯岡海水浴場西側の海岸を出発した。</p> <p>船長は、飯岡海岸南方沖に設置された波消しブロックの間を約20km/hの速力で通過した直後、平成22年8月15日09時50分ごろ、本件浮体がバランスを崩して右舷側に転覆し、搭乗者4人が落水した。</p> <p>搭乗者2人は、自力で波消しブロックに這い上がり、1人の搭乗者は海岸に向かって泳いでいるところを監視船に救助された。</p> <p>船長は、搭乗者1人（以下「搭乗者A」という。）がうつ伏せ状態で浮いていたことから、海に飛び込んで救助し、海岸まで泳いで運んだ。</p> <p>搭乗者Aは、海岸でライフセイバーによって応急救命措置が行われたのち、救急車で病院に搬送されたが、急性呼吸窮迫症候群の疑いで死亡した。</p> <p>水上オートバイ及び本件浮体は、波に流され、波消しブロックに衝突して破損し、回収されなかった。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、海面水温 約24℃、潮汐 下げ潮の中央期</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、飯岡海水浴場で海の家を共同経営し、サービスで海の家を利用する客を本件浮体に乗せて水上オートバイでえい航していた。</p> <p>本件浮体は、長さ約5m、幅約1.2m、定員5人の空気を圧入して膨らませた足置き付きチューブ丸型浮体であり、左右及び前後のバランスが崩れると転覆しやすい特長があった。</p> <p>搭乗者Aは、本件浮体の前方から4番目の席に乗り、5番目は空席であった。</p> <p>船長は、本事故当時、波高が、沖で約0.5m、波消しブロック間で約1mであったので、波消しブロック間では波が高くなる傾向にあったことから、波が小さくなるのを待ち、波消しブロックの間をほぼ直線的に通過した。</p> <p>本事故当日の気象海象は、本件浮体の遊走を中止する状況ではなく、波の方向は、沖から波消しブロックに向かってほぼ直角であった。</p> <p>転覆場所は、海水浴場の沖合約60m、通過した左舷側の波消しブロックの西端から南方約10mであった。</p> <p>搭乗者Aは、本事故発生当時、飲酒していた。</p> <p>船長及び搭乗者4人は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、出発前、本件浮体はバランスを崩すとすぐに転覆することから、沖に行くまでは揺らしたりしないように、また、落水したら救命胴衣を着用しているので慌てずに上を向いておくようなどの注意事項を説明していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり 不明 搭乗者Aは、急性呼吸窮迫症候群の疑いで死亡した。 本船は、飯岡海岸南方沖において本件浮体をえい航中、本件浮体が右舷側に転覆し、搭乗者Aが落水して死亡したものと考えられる。 本船は、波消しブロック間を通過した直後に転覆したものと考えられるが、本件浮体が転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、飯岡海岸南方沖において本件浮体をえい航中、本件浮体が転覆したため、搭乗者Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒者を搭乗させないこと。 	